

令和4年 第6回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和4年6月24日（金） 14時25分～16時00分
場 所	阪南市役所全員協議会室
出席者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一 教育長職務代理者 森 口 賢 二 委 員 八 田 三 紀 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子</p> <p>〈事務局（生涯学習部）職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹 生涯学習部副理事 丹 野 恒 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 副理事兼図書館長 加 藤 靖 子 学校教育課長 石 原 慎 中央公民館長 伊 藤 典 明 こども政策課長 山 本 浩 司 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 生涯学習推進室参事 中 出 篤 学校教育課長代理 井 谷 匡 志</p>
事務局	教育総務課総括主査 中 山 直 子 教育総務課主事 脇 坂 保名美
書記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和4年第6回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和4年第5回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和4年第5回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

毎回よくまとめていると思う。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会委員の委嘱について」(教育総務課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立学校のあり方検討委員会委員の委嘱について」教育総務課の説明を求める。

(教育総務課長)

委員を選出していた公共的団体である自治会と小中学校のPTA協議会の役員改選に伴い、新たに3名の委員に委嘱するものである。任期は、令和4年7月1日から諮問についての協議及び答申が終了するまでである。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

市議会の6月定例会において、小中一貫教育やコミュニティ・スクールのことなどについての質問を既にたくさん受けた。周囲の関心も着実に高まってきているので、今年度内に検討委員会がまとめる中間報告に向け、事務局としてしっかりとサポートされたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第2号「阪南市立幼稚園条例施行規則の一部改正（案）について」（こども政策課）

(教育長)

議決事項第2号「阪南市立幼稚園条例施行規則の一部改正（案）について」こども政策課の説明を求める。

(こども政策課長)

性的少数者の心理的負担を軽減するための措置として、阪南市立幼稚園条例施行規則の様式第1号として定められている「入園許可申請書」、「入園許可通知書」、「入園許可書」の全てにおいて、性別に関する欄を選択制から記述式に改めることについて、教育委員会の議決を求める。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第3号「令和4年度学校協議会委員の委嘱について」（学校教育課）

(教育長)

議決事項第3号「令和4年度学校協議会委員の委嘱について」学校教育課の説明を求める。

(井谷学校教育課長代理)

学校協議会は、阪南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条の4第1項の規定に基づき、学校が保護者や地域住民の意向を把握するとともに、地域と連携・協働しながら開かれた学校づくりを一層進めるために設置するもので、校長の求めに応じて開催され、学校運営の改善方策等について意見交換や助言を行うとしている。この度、任期満了に伴う措置として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを任期として新たに委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

学校協議会委員候補として資料にお名前のある方々は、いずれも普段から学校を支えてくださっている。今回の市議会でもコミュニティ・スクール、即ち学校運営協議会についての質問をたくさん受けたが、本市には既に学校協議会が設置されているので、その効果を踏まえて次の段階を検討すると答弁した。学校協議会は校長が招集するため、どのように開催し、何を協議するのか、どう学校運営に還元するのかなど各校によって異なるので、それぞれのやり方をしっかりと検証し、次のステップへつなげられたい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第3号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第4号「阪南市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第4号「阪南市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

現行の委員の任期満了に伴い、阪南市スポーツ推進審議会条例第3条の規定に基づき、令和4年7月1日から令和6年6月30日までを任期として新たに委員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第4号について、案のとおり議決されたものとする。

◆議決事項第5号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」(中央公民館)

(教育長)

議決事項第5号「阪南市立公民館運営審議会委員の委嘱について」中央公民館の説明を求める。

(中央公民館長)

現行の委員の任期満了に伴い、阪南市立公民館条例第5条の2の規定に基づき、令和4年7月1日から令和6年6月30日までを任期とし、新たに委員を委嘱した

いので、教育委員会の議決を求める。

なお、資料中「未定」となっている委員は、近日中に所属団体からの推薦を受け、次回の本会議において委嘱についての議決をいただく予定である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第5号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和4年5月2日から5月31日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した3件について、報告する。

1件目は、特定非営利活動法人子どもNPOはらっぱ主催「World Yo-Yo Entertainment!!」である。令和4年7月17日、サラダホール・小ホールにおいて、年長児から中学生を対象として、ヨーヨー作りワークショップが開催され、その後子どもから大人までを対象として、ヨーヨー世界チャンピオンによるパフォーマンス鑑賞やヨーヨー体験が実施される。

2件目は、宮城復興支援センター主催「国際交流&イングリッシュキャンプ」である。令和4年9月と12月の土日、小学生を対象に、国立淡路青少年交流の家と国立曽爾青少年自然の家で、英語を使用した野外活動や防災アクティビティキャンプが実施される。なお、一般の小学生は有償だが、東日本大震災を始めとする災害により避難している児童等は無償で招待される。

3件目は、特定非営利活動法人地域福祉創造協会ウイंक主催「こころ福祉サービスセンター開所記念講演会」である。令和4年6月18日、あいぴあ泉南において、障がい児教育と支援に関わる人を対象に、こころ福祉サービスセンターの開所を記念した記念講演会などが開催された。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

2件目、宮城県を拠点とする団体が本市教育委員会の後援を受けて兵庫県や奈良県でキャンプを実施するということは、活動が全国に広がっているのだろう。

毎年後援名義使用を許可しているのか。

(教育総務課長)

過去にも何度か使用許可を出している。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(水島委員)

後援名義使用許可を出すことで、本市にとってのメリットはあるのか。また、スポンサーのようなものを想像したのだが、団体を支援しているのか。

(教育総務課長)

後援名義の使用を許可することにより、金銭的な援助をすることではなく、国や地方公共団体、教育関係団体、その他団体等が自主的に行う事業を通じて、教育の充実、学術・文化・スポーツの振興、観光や産業の活性化、市民福祉の向上に寄与するという意義がある。一方の団体にとっては、公共の後援を受けることで事業の信頼性が向上するというメリットがあると考えます。

(水島委員)

では、事業の趣旨に賛同しているという意思表示のようなものか。

(教育総務課長)

ご指摘のとおりである。

(教育長)

参加を検討する人にとって、市教委の後援があることは、一つの目安となるだろう。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「阪南市修学旅行中止等に伴うキャンセル料補助金交付要綱の制定について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第2号「阪南市修学旅行中止等に伴うキャンセル料補助金交付要綱の制定について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に実施を予定していた修学旅行を中止、延期、実施方法の変更等をしたことに伴って参加予定者やその保護者が負担することになる費用に対して補助金を交付するため、要綱を制定したので報告する。なお、施行期日は決裁の日である令和4年5月23日で、令和5年3月31日限りでその効力を失う。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

今年度の中学校の修学旅行は実施済みだと思うが、この要綱に基づく補助金を交

付するような事例はあったのか。また、小学校の修学旅行は秋に実施されるが、交付事由に該当するようなことがあれば補助金は交付されるのか。

(教育総務課長)

中学校4校のうち3校が修学旅行を実施済みであるが、本要綱に該当するような事例はなかった。また、小学校にも中学校と同様の要件で補助金を交付することとなる。

(教育長)

企画した修学旅行が中止や変更となった場合、学校がさらなる費用を保護者に求めるのは難しいが、このような制度があれば安心して企画を進めていくことができるのでありがたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「子育て拠点の再構築について」(こども政策課)

(教育長)

報告事項第3号「子育て拠点の再構築について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

令和4年6月16日、「『阪南市子育て拠点再構築』について」を案件として子育て拠点整備特別委員会が開催され、本資料に基づき、データから見える現状を伝えた。その概要について、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

具体的なデータを見て、本市の就学前児童数の急激な減少に驚き、子育て拠点再構築の必要性を改めて実感した。資料3頁に記載されているのは、石田保育所と下荘保育所を統合して再構築し、認定こども園とするという計画であるが、計画策定時点では候補地が旧下荘小学校跡又は旧天神池となっている。だが旧下荘小学校跡は既に私立通信制高等学校の開校が決定し、その準備が進められている。よって、認定こども園の用地は旧天神池に絞り込まれたのか。

(こども政策課長)

ご指摘の部分は、令和元年12月に策定した阪南市子育て拠点再構築方針に記された表現であり、策定日以降に発生した内容は反映できていない。ご質問のとおり、令和3年9月3日に旧下荘小学校を民間事業者が無償で貸付することが本市市議会で議決されたため、現時点では、子育て拠点再構築に係る第2ステージにおいて、旧天神池が公立認定こども園の最大の候補地であると認識している。

(八田委員)

資料14・15頁、令和3年度と比較して令和4年度の私立幼稚園の定員が激減

している理由は何か。

(こども政策課長)

定員数減少の要因は、私立幼稚園2園が令和4年度から子ども・子育て支援新制度に移行したことにある。令和3年度までの定員は、施設認可時の認可定員であった。それに対して現行の定員は、本市が策定する子ども・子育て支援事業計画や施設の実態等を参酌して設定する運営上の定員で、施設型給付費の支払等に用いられるものである。この定員変更については、令和4年1月21日に開催した令和3年度第1回阪南市子ども・子育て会議で了承された。

(辻委員)

資料2頁、子育て拠点再構築方針策定の基本的な考え方・方向性の一つに「保護者が選べる選択肢」というのがある。本方針はハード面での再構築と見受けられるが、ソフト面についても検討されているのか。国全体で少子化が進む中、本市で特色ある教育・保育を提供し、子育て世帯に集まってもらえるような方策を講じるため、一歩踏み込んだ議論をしていただきたい。また、令和5年度から第2ステージに入るとのことだが、将来の社会情勢の変化を見据えてデータ収集に努め、さらにスピーディーに動く必要があるのではないかと感じた。

(こども政策課長)

第2ステージ終了後の教育・保育施設の姿が、本市の中長期的な教育・保育施設の有り様となるため、迅速かつ丁寧な議論を重ねていきたいと考える。

(教育長)

子どもの減少には自然減と社会減があり、本市は転入が転出を上回ることによる社会減が著しい。それは市も重々承知しており、今回の総合計画にも社会減を食い止める施策を盛り込もうと苦慮したのだが、それには委員ご指摘のとおり、踏み込んだ議論が必要となる。

資料3頁にもあるとおり、令和3年度から4年度にかけては大きな変化があった。いちばん大きかったのは、尾崎幼稚園と尾崎保育所が統合して、民間事業者による幼保連携型認定こども園となったことだ。公立園所に通う子どもが私立園に、そして、幼稚園や保育所に通う子どもが認定こども園に通うことになり、保護者の経済的負担が増えないか、バス通園から保護者による送迎へスムーズに移行できるかなど、数年前は懸念材料がいくつもあった。保護者には複雑な思いもあっただろうが、最終的には多くの方が柔軟に受け止め、就園先として選択してくださった。

また、第2ステージは中長期的な視点で迅速に、というご指摘であるが、今回の資料のように具体的な数値で現状を示した結果、このような現実の中で次の段階を見据えていかなければならないということ突き付けるものとなり、非常に有効であった。

(教育長職務代理者)

資料14・15頁、令和4年度の公立幼稚園の定員に対する充足率が20%台であるのに対し、私立幼稚園は90%程度となっている。このような差が生じる原因は何か。また、公立保育所のうち石田保育所は令和4年度の充足率99%に対し、

下荘保育所は57%となっている。第2ステージで石田保育所と下荘保育所が統合し、箱作地区にある旧天神池で認定こども園を開設するとなると、石田保育所に通う子どもたちはどうなるのか。場所があるなら、2所の間あたりや、石田保育所付近の方が望ましいと考える。さらに、本年4月に開園した飛鳥ゆめ学舎の充足率が47%であることからの推測だが、希望する人は全て入園できたのではないか。なお、送迎の様子を見ると、交通上のトラブルもなく整然となされているように見受けられる。

また、数年前まで待機児童について懸念していたのだが、これだけ急速に少子化が進むと、発生していないのではないか。

(こども政策課長)

待機児童は、本市では平成29年度、4月1日時点で2名発生したのが最後である。

公立幼稚園の定員も、施設認可時の施設規模に応じた定員であり、令和3年度私立幼稚園2園の充足率が低かったのと同じ理由で20%台となっている。

(教育長)

充足率を算出する基になる定員の考え方そのものが異なる。

(水島委員)

わが子が入園した十数年前と比較して、これほど少子化が進んでいることに愕然とした。だが、少子化の一方で子どもが0歳児、1歳児でも就労したいという保護者のニーズは引き続き高く、本市では預ける施設の選択肢が多いのありがたい状況である。十数年前は最寄りの公立保育所に空きがなく、また転入したばかりで土地勘がなかったうえに、交通の便もあまりよくなかったため、自宅から離れた私立保育園に入園させた。今はそういった状況でないことは喜ばしいが、だからこそ、なぜ今の保護者の多くが私立の認定こども園を選び、公立保育所を選ばないのか、何を基準としているのか、その本音を知りたいと思う。

私立園はそれぞれオリジナリティのある教育・保育を実施しているが、公立施設も特色を打ち出していく必要があるのではないか。

(八田委員)

本件に添付の資料は公表するものなのだから、先ほどから質問の出ている「定員」の考え方について、補足説明が欲しい。公立幼稚園と私立幼稚園の充足率を並べてみた時、公立を敬遠する材料となるおそれがある。

(こども政策課長)

ご指摘のとおり補足説明していきたい。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第4号「阪南市文化芸術活動支援助成金交付要綱の制定について」（生涯学習推進室）

（教育長）

報告事項第4号「阪南市文化芸術活動支援助成金交付要綱の制定について」生涯学習推進室の報告を求める。

（生涯学習推進室長）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市民の文化芸術活動の普及及び振興を図ることを目的として、文化芸術活動を行う団体に支援助成金を交付するため、阪南市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めた要綱を制定したことを報告する。

なお、本事業は、同交付金を活用して令和2年度・令和3年度にも実施しており、助成内容や申請受付団体数の上限、助成までの流れ等は、令和2年度、令和3年度と同様である。

資料に基づき、説明する。

（教育長）

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

（辻委員）

コロナ禍も3年目となり収束しつつある中、文化芸術活動でも再開できているものとそうでないものとの差はあるが、全体的に、集まって活動をしたいという気運が盛りあがってきていると感じる。そのため、今年度は昨年度以上に広く周知されたい。

（生涯学習推進室長）

本事業については、広報はんなん7月号にPR記事を掲載するとともに、市のウェブサイトの特集ページを創設している。受付期間は短いですが、さらにPRする手法について検討する。

（教育長）

他に、質問等はないか。

（全員）

質問等なし。

◆報告事項第5号「阪南市公共施設オンライン化事業推進本部設置要綱の制定について」（中央公民館）

（教育長）

報告事項第5号「阪南市公共施設オンライン化事業推進本部設置要綱の制定について」中央公民館の報告を求める。

（中央公民館長）

施設利用の促進と生涯学習・市民活動等のより一層の推進をめざし、阪南市公共施設オンライン化事業を推進する本部を設置するための要綱を制定したので、報告

する。施行期日は、決裁の日である令和4年6月7日である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

現在は窓口でしか申請できない公共施設の予約が、オンラインで、しかもスマホでできるようになるのか。図書館の資料も対象か。

(中央公民館長)

今回オンライン化の対象としているのは、公民館、スポーツ施設、文化センター、地域交流館、市民活動センター、テレワークステーション等の施設で、キャッシュレス決済を含むオンライン申請を可能とする公共施設予約システムを導入するもので、スマホ等の利用も想定している。なお、市立図書館の資料については既にスマホでの予約に対応しているが、図書館が所管する視聴覚室の使用は、図書館主催事業と関係団体に限定しているため、今回のオンライン化の対象外としている。

(教育長職務代理者)

この会議の前に、教育支援センター・シンパティアを見学した。施設を有効に活用したいとのことだったが、予約についてはどうなっているのか。

(学校教育課長)

教育支援センターの施設は、子どもたちが来ない午前中は会議等に活用することは可能だが、その予約方法等については今後検討する。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆報告事項第6号「阪南市公共施設の使用申請等オンライン化事業業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」(中央公民館)

(教育長)

報告事項第6号「阪南市公共施設の使用申請等オンライン化事業業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」中央公民館の報告を求める。

(中央公民館長)

阪南市公共施設の使用申請等オンライン化事業業務委託に係る事業者の候補者を適正かつ公正に選定するにあたり、プロポーザル選定委員会を設置するための要綱を制定したので、報告する。施行期日は決裁の日である令和4年6月7日である。

なお、オンラインシステム構築にかかる費用は、内閣府のデジタル田園都市国家構想推進交付金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

市の複数の施設へのオンライン申請システム導入ということで大変な作業になるかと思うが、よろしく願います。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<生涯学習推進室(文化センター)>

7月30日 サラダフェスタ

<生涯学習推進室・図書館>

6月30日 第3回・第4回文化センター及び図書館指定管理者選定委員会

<図書館>

6月20日 郷土史講座「阪南市にある日本遺産『葛城修験』
～第四経塚信解品～」

*29名参加

6月30日 新刊児童書展示会

7月28日・29日 夏休み企画：体験！一日図書館員

7月30日 夏休み企画：ジーナ先生の英語おはなし会

<公民館>

7月10日 [東鳥取公民館] まちづくりワークショップ

7月12日～ [東鳥取公民館] クラブウィーク

(東鳥取公民館クラブ体験・見学会)

[7月24日まで]

7月17日～ [尾崎公民館] 子ども将棋体験教室(連続講座 全7回)

7月27日・29日 夏休み子ども公民館クラブ体験講座

※いずれも6月24日現在の実績・予定

(教育長)

一日図書館員の企画は3年ぶりとのこと、再開を嬉しく思う。中学校でキャリア

教育の一環として行う職業体験も、コロナ禍で休止しているのが残念だ。子どもたちにとっては貴重な体験となるし、後継者不足に悩む職業の方にとってはPRできる機会でもあった。

J E Tプログラムで来日したジーナ先生による英語おはなし会は、英語での読みきかせなのか。

(図書館長)

英語の絵本の読みきかせや英語の手遊びなどをしていただく予定だが、詳細については今後打ち合わせを行う。

(教育長)

どういった経緯でしていただくことになったのか。

(図書館長)

昨年秋に阪南市に来られた際、学校教育課職員と一緒に来館され、図書館で何か活動したいと申し出ていただいたのだが、コロナ禍で、おはなし会など具体的な企画がかなわなかった。最近ようやく状況が落ち着き、図書館でのおはなし会も再開したので、ジーナ先生とお会いした時お願いしたところ、快く受けてくださり、実現したものである。

(教育長)

外国人英語指導助手の勤務先は小中学校だが、地域との交流やボランティア活動をしたいと考える意欲的な方もいるはずだ。東鳥取公民館で実施している日本語講座などはもちろんのこと、海洋教育に関わっていただくのもよいだろう。声を掛ければ加わってくださる方はきっといるので、教育委員会の理事者は、何をするに際しても、J E T青年のことを意識しておく必要がある。かなりの予算をかけた事業なのだから、お互いにとって有意義なものとなるよう、発展させたい。コロナ禍で一年半待ってもらったが、誰一人欠けずに来日を果たした青年たちである。積極的に交流していきたい。

他に、質問等ないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

その他、何かないか。

(教育総務課長)

本市が「SDG s 未来都市」及び「自治体SDG s モデル事業」に選定されたことを報告する。

本市は、SDG s の達成に向けた優れた取組を提案する都市として、令和4年5月20日付けで「SDG s 未来都市」及び「自治体SDG s モデル事業」に選定された。「自治体SDG s モデル事業」は、令和4年度は本市を含めた10自治体を選

定され、大阪府下では令和2年度に選定された大阪市、富田林市に続いて3番目の自治体となった。

資料に基づき、説明する。

(教育長職務代理者)

モデル事業の概要資料に記載された、「村川学園」とはどのような団体か。

(生涯学習部長)

調理専門学校等を運営する学校法人で、法人本部は泉大津市にある。

(教育長)

この資料に記載のセブンイレブン財団は、海洋教育に関わってくれているが、企業との連携は、一貫した事業を展開できるので大変ありがたいものだ。先日も、大阪ガスが本市の小学6年生全員にSDGsのバッジを贈ってくれることになったのも大変嬉しいことだ。首相の名前で「SDGs未来都市」に選定されると企業の注目度も上がり、この図にあるような好循環がより確実性を増す。市は、図の真ん中で、経済・環境・社会の3側面をつなぐ役割を果たす統合的な取組を行う。キーワードとなるカーボンニュートラルは2025年の大阪万博でも注目されており、時勢に乗っていると感じる。今回の選定は子どもたちにも積極的に知らせたいので、よろしく願います。

その他、何かないか。

(教育長職務代理者)

梅雨明けを待たずしてこの暑さで、マスク着用により熱中症のおそれが高まるのではないかと懸念している。体育の授業等においては十分に注意されたい。また、風水害への備え、食中毒への対策も併せて願います。

(教育長)

次回の令和4年第7回定例教育委員会は、令和4年7月22日金曜日午後2時00分から阪南市役所第2会議室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和4年第6回定例教育委員会を閉会する。

以上